149　第百四十一項から第百四十六項に規定する自動車については、細目告示第百九十七条第一項第二号の規定にかかわらず、細目告示別添四十六に規定する方法により測定する黒煙による汚染度が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであればよい。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自動車の種別	黒煙	スクリーニング値
イ　定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	四十パーセント	光吸収係数　一・六二m^{-1}
ロ　定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十五パーセント	光吸収係数　一・二七m^{-1}
ハ　定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	三十パーセント	光吸収係数　一・〇一m^{-1}

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第十七号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

別表第一の一酸化炭素の項中

「軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり四・五五グラム

」を

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和で除した値	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であつて、暖機状態でのNRTCモードによる	一キロワット時当たり四・六グラム

に